

公正取引委員会の消費税転嫁対策の取組について (令和3年8月版)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

消費税転嫁対策の取組 ～転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処～

消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効しましたが、同法附則第2条第2項の規定により、同法の失効前に行われた違反行為は、引続き、同法による調査、指導、勧告等の対象となります。

1. 転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対処

○本局及び地方事務所等（全国9か所）で相談に対応

3条関係	その他	合計
7,335件	714件	8,049件

（平成25年4月から令和3年7月までの累計）

○令和3年度も、悉皆的な書面調査を実施（中小企業庁と合同）

2. 転嫁拒否行為に対する調査・取締り等の状況

（平成25年10月から令和3年7月までの累計）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注1)	措置 請求
14,212件	8,076件	6,711件 (245件)	59件 (13件)	13件

(注1) 調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。勧告は、公正取引委員会のみが行う。

(注2) 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	514件	6件	520件
買ったたき(注4)	6,211件	57件	6,268件
商品購入・役務利用 ・利益提供の要請	94件	0件	94件
本体価格での 交渉の拒否	284件	0件	284件
合計(注5)	7,103件	63件	7,166件

(注4) 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注5) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳(業種別) (注6)

業種	指導	勧告	合計
建設業	1,022件	5件	1,027件
製造業	1,324件	2件	1,326件
情報通信業	875件	9件	884件
運輸業(道路貨物 運送業等)	347件	2件	349件
卸売業	407件	1件	408件
小売業	532件	13件	545件
不動産業	285件	9件	294件
技術サービス業 (広告・建築設計 業等)	438件	1件	439件
学校教育・教育支 援業	212件	4件	216件
その他(注7)	1,269件	13件	1,282件
合計	6,711件	59件	6,770件

(注6) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注7) 「その他」は、娯楽業、事業サービス業(ビルメンテナンス業・警備業等)等である。

消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口等

消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口 ※失効前に行われた転嫁拒否行為に限ります。

取引部取引企画課 消費税転嫁対策調査室	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	(Tel)03-3581-3379 (Fax)03-3581-5508
北海道事務所 消費税転嫁対策調査室	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	(Tel)011-271-8481 (Fax)011-261-1719
東北事務所 消費税転嫁対策調査室	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	(Tel)022-217-4260 (Fax)022-261-3548
中部事務所 消費税転嫁対策調査室	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	(Tel)052-961-9493 (Fax)052-971-5003
近畿中国四国事務所 消費税転嫁対策調査室	大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(Tel)06-6941-2206 (Fax)06-6943-7214
近畿中国四国事務所 中国支所 消費税転嫁対策調査室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	(Tel)082-228-1520 (Fax)082-223-3123
近畿中国四国事務所 四国支所 消費税転嫁対策調査室	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	(Tel)087-811-1758 (Fax)087-811-1761
九州事務所 消費税転嫁対策調査室	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	(Tel)092-437-2756 (Fax)092-474-5465
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 消費税転嫁対策調査室	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(Tel)098-866-0034 (Fax)098-860-1110

ホームページ(消費税転嫁対策コーナー)

<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税 転嫁拒否 相談

検索

